

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 小口生活資金貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昭和村に住所を有する世帯で、世帯員の給与又は年金などの公的資金受給までの一時的な生活費・医療費等の生活資金の支出困難な世帯に対して必要な小口資金の貸付を行うことにより、その経済的な自立と生活意欲の助長促進を図り、以て生活に困窮する世帯の更生と福祉の増進を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 この資金の貸付対象は昭和村に住所を有する世帯とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- (1) 償還能力が無いと認められる場合
- (2) 生活保護を受給している場合（生活保護申請中又は申請予定は除く）
- (3) 現にこの資金の貸付を受けている場合
- (4) 生活費・医療費等の生活資金以外の借入目的の場合
- (5) その他この資金の貸付目的が達成出来ないと認められる場合

(貸付の条件)

第3条 この資金は、次に掲げる条件を持って貸し付けるものとする。

- (1) 貸付単位 世帯単位
- (2) 貸付金額 一口10,000円 最高10,000円×世帯人数
- (3) 貸付利子 無利子
- (4) 保証人 不要
- (5) 償還方法 原則貸付日以降直近の給与又は年金などの公的資金受給日から1週間以内に一括償還

(申請)

第4条 この資金の貸付を受けようとする世帯は、小口生活資金借入申請書別記（様式第1号）を居住地の担当民生委員又は行政職員や福祉関係者等で当該世帯の支援を行っている者（以下「世帯の支援者」という。）の意見を添えて社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長に提出しなければならない。

2 この資金の申請者は世帯主又はその世帯の生計中心者とする。

(貸付の決定)

第5条 本会会長は小口生活資金借入申請書の記載内容及び第2条の貸付対象の有無を確認し貸付の決定を行う。

2 貸付を決定した場合は、小口生活資金貸付決定通知書別記（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(資金の交付)

第6条 申請者は、小口生活資金貸付決定がされたとき、小口生活資金借用書別記（様式第3号）を本会会長に提出し貸付金の交付を受けるものとする。

2 貸付は原則現金の一括で交付するものとする。

(支援者への通知)

第7条 貸付金を交付したときは、世帯の支援者に通知するものとする。

(調査)

第8条 本会会長は、必要があると認められるとき、貸付金の使途状況について借用人の説明を求め、又は調査をすることができる。

(貸付金の返還)

第9条 貸付金の交付を受けた世帯がこれを他に転貸したり、その他貸付の目的に反する行為があつたときや申請書記載事項に虚偽があると認められた場合は、貸付金の一部又は全部を返還させることができる。

(償還期間の延期等)

第10条 貸付金の交付を受けた世帯が不慮の災害、その他やむを得ない事由により償還能力を欠いたと認められるときは、貸付金の償還期間の延長又は償還免除（一部又は全部）をすることができる。

(事務及び会計処理)

第11条 本会における貸付の決定及び資金の交付に関する事務処理の基準は別表のとおりとする。

2 この貸付事業の経理は、本会の社会福祉事業地域福祉サービス区分において処理するものとする。

(その他)
第12条 この要綱に定めるもののほか、小口生活資金貸付事業の実施に関する必要な事項
は会長が決定をする。

附 則 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。